

堺市保健福祉総合センター所長事務委任規則の一部を改正する規則

堺市保健福祉総合センター所長事務委任規則（平成18年規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号エ中「第56条第2項、第3項、第5項及び第7項」を「第56条第2項、第4項及び第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。